

保守(報告)会社 様

一般財団法人 神奈川県建築安全協会



昇降機等定期検査報告書 引受日について

1. 平成30年度分 定期検査報告書 引受締切日 について

当協会引受締切日は、保守(報告)会社様と当協会との契約約款(10営業日以内に行政庁へ報告)に基づき設定しております。

報告先	当協会 引受締切日
横浜市	平成 31 年 3 月 7 日 (木) 必着

横浜市の定期報告窓口締切日は『平成31年3月20日(水)』となりました。

当協会 引受締切日(平成31年3月7日)を超過した場合

当協会にて引受は致しますが、行政報告(副本報告済印)が“平成31年4月1日以降”となります。

また、3月中の行政報告を希望する場合は、横浜市定期報告窓口へ直接提出も可能です。

横浜市へ直接提出する際の注意事項

- ①横浜市定期報告窓口へ事前に連絡が必要です。(TEL 045-671-4541)
- ②当協会発行の報告済証(ワッペン)は発行されません。横浜市受理票(黄色のはがきサイズ)のみの発行となります。

平成31年3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

報告先	当協会 引受締切日
神奈川県内 (横浜市除く)	平成 31 年 3 月 15 日 (金) 必着

当協会 引受締切日(平成31年3月15日)を超過した場合

当協会にて引受は致しますが、川崎市物件は行政報告(副本報告済印)が“平成31年4月1日以降”となります。

平成30年度報告対象の物件は、【平成31年3月29日(金)まで】に報告をお願いします。

未報告の場合、特定行政庁から所有(管理)者様へ督促通知が送付されますので、報告遅れのないよう十分にご注意ください。

2. 平成31年度分 定期検査報告書 引受開始日 について

指定月	引受開始日	3月中の“報告”はできません。
4月・5月	平成31年4月1日～	